

▲音声利用 I P 通信網サービス契約約款

(平成28年 4 月 経企第61号)

第 1 章 総則	4
第 1 条 約款の適用	4
第 2 条 約款の変更	4
第 3 条 用語の定義	4
第 4 条 外国における取扱制限	6
第 2 章 音声利用 I P 通信網サービスの種類等	7
第 5 条 音声利用 I P 通信網サービスの提供	7
第 6 条 営業区域	7
第 3 章 音声利用 I P 通信網契約	8
第 7 条 契約の種別	8
第 8 条 契約の単位	8
第 9 条 音声利用 I P 通信網契約申込の方法	8
第 10 条 音声利用 I P 通信網契約申込の承諾	8
第 11 条 契約者識別番号	9
第 12 条 請求による契約者識別番号の変更	9
第 13 条 利用回線の指定の変更	9
第 14 条 契約者の氏名等の変更の届出	10
第 15 条 音声利用 I P 通信網契約に係る名義変更	10
第 16 条 音声利用 I P 通信網サービスの利用の一時中断	10
第 17 条 契約者が行う音声利用 I P 通信網契約の解除	10
第 18 条 当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除	11
第 4 章 契約者回線の態様等	13
第 19 条 契約者回線の終端	13
第 20 条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	13
第 21 条 収容 I P 通信網サービス取扱所の変更	13
第 22 条 契約者回線に係る移転	13
第 5 章 付加機能	14
第 23 条 付加機能の提供	14
第 24 条 付加機能の利用の一時中断	14
第 6 章 自営端末設備の接続	15
第 25 条 自営端末設備の接続	15
第 26 条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	15
第 7 章 自営電気通信設備の接続	16
第 27 条 自営電気通信設備の接続	16
第 28 条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	16
第 8 章 端末設備の貸与	17
第 29 条 端末設備の貸与	17
第 30 条 端末設備の返還	17
第 9 章 利用中止等	18
第 31 条 利用中止	18
第 32 条 利用停止	18
第 10 章 通信	20
第 33 条 通信種別	20
第 34 条 通信の態様	20

第35条	発信者番号通知	20
第36条	相互接続点との間の通信等	21
第37条	通信利用の制限等	21
第38条	通信の切断	21
第39条	通信時間等の制限	21
第40条	通信時間の測定等	22
第41条	通信地域間距離の測定	22
第42条	国際通信の取扱い地域	22
第11章	料金等	23
第1節	料金及び工事費	23
第43条	料金及び工事費	23
第2節	料金等の支払義務	23
第44条	基本使用料等の支払義務	23
第45条	通信料の支払義務	24
第46条	相互接続通信に係る料金の支払義務	24
第47条	手続きに関する料金の支払義務	25
第48条	工事費等の支払義務	25
第3節	相互接続通信に係る料金等の取扱い	25
第49条	相互接続通信に係る料金等の取扱い	25
第4節	料金の計算等	26
第50条	料金の計算等	26
第5節	割増金及び延滞利息	26
第51条	割増金	26
第52条	延滞利息	26
第6節	債権の譲渡等	26
第53条	債権の譲渡等	26
第12章	保守	28
第54条	当社の維持責任	28
第55条	契約者の維持責任	28
第56条	契約者の切分責任	28
第57条	修理又は復旧	28
第13章	損害賠償	29
第58条	責任の制限	29
第59条	免責	29
第14章	雑則	30
第60条	承諾の限界	30
第61条	利用に係る契約者の義務	30
第62条	協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結	31
第63条	契約者の氏名の通知等	32
第63条の2	I P 電話事業者への情報の通知	32
第64条	協定事業者等からの通知	32
第65条	番号情報の提供	32
第66条	プライバシーポリシー	33
第67条	契約者認証	33
第68条	約款の揭示	33
第69条	合意管轄	33
第69条の2	音声利用 I P 通信網サービスの廃止	33
第70条	準拠法	33
第71条	その他	33

第15章	その他のサービス	34
第72条	料金明細内訳書の発行等	34
第73条	支払証明書等の発行	34
第74条	電話帳掲載	34
第75条	番号案内	34
第76条	番号案内料の支払義務等	35
料金表		36
通則		37
第1表	料金	39
第2表	工事費	53
第3表	その他のサービスに関する料金等	58
第4表	重複掲載料	59
第5表	番号案内料	60
別表		61
1	営業区域	61
2	付加機能	62
3	他社相互接続通信に係る協定事業者	66
4	携帯電話事業者に係る区分	66
5	I P電話事業者に係る区分	66
6	相互接続通信の料金の取扱い	67
附則		69

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この音声利用IP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用IP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定F T T H事業者の事由等により、音声利用IP通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 音声利用IP通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更又は音声利用IP通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

ただし、音声利用IP通信網サービスは、特定F T T H事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の

	場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。(以下同じとします。)
4 特定F T T H事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
5 音声利用 I P 通信網サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
6 音声利用 I P 通信網サービス取扱所	(1) 音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所(当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。)
8 取扱所交換設備	特定F T T H事業者の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
9 音声利用 I P 通信網契約	当社から音声利用 I P 通信網サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社と音声利用 I P 通信網契約を締結している者
11 第1種契約	当社から特定F T T H事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。)のサービス卸を利用する音声利用 I P 通信網サービスの提供を受けるための契約
12 第2種契約	当社から特定F T T H事業者(西日本電信電話株式会社に限ります。)のサービス卸を利用する音声利用 I P 通信網サービスの提供を受けるための契約
13 利用回線	I P 通信網契約(I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。)に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、音声利用 I P 通信網サービスに係るもの
14 契約者回線	利用回線を用いて、音声利用 I P 通信網サービスに係る符号、音響又は映像の伝送を行うための電気通信回線
15 契約者回線等	(1) 音声利用 I P 通信網又は当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点

16 収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所	契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用 I P 通信網サービス取扱所
17 端末設備	契約者回線の電気通信回線設備の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 協定事業者	特定 F T T H 事業者と相互接続協定（特定 F T T H 事業者が特定 F T T H 事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
21 相互接続点	特定 F T T H 事業者が音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める相互接続点
22 相互接続通信	特定 F T T H 事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める相互接続通信
23 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱制限）

第 4 条 国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 音声利用IP通信網サービスの種類等

(音声利用IP通信網サービスの提供)

第5条 音声利用IP通信網サービスは、当社と特定F T T H事業者との間のサービス卸契約（以下この条において「卸契約」といいます。）に基づき、利用回線を使用して提供します。

2 音声利用IP通信網契約に係る手続き等は、卸契約を締結している特定F T T H事業者の事由等により、期間を要する場合があります。

(営業区域)

第6条 音声利用IP通信網サービスの営業区域は、別表1（営業区域）に定めるところによります。

第3章 音声利用 I P 通信網契約

(契約の種別)

第7条 音声利用 I P 通信網契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約
- (2) 第2種契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の音声利用 I P 通信網契約を締結します。この場合、契約者は、1の音声利用 I P 通信網契約につき1人に限ります。

(音声利用 I P 通信網契約申込の方法)

第9条 音声利用 I P 通信網契約の申込みをするときは、1の利用回線（次のいずれかに該当するときを除きます。）を指定し、当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) その利用回線に係る契約の名義が音声利用 I P 通信網契約の申込みをする者と同一でないとき。
 - (2) その利用回線に係る I P 通信網契約に関する通信速度種別に係る品目が10Gタイプであるとき。
 - (3) その利用回線が既に他の音声利用 I P 通信網契約に係る利用回線の指定を受けているとき。
- 2 前項の規定により音声利用 I P 通信網契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(音声利用 I P 通信網契約申込の承諾)

第10条 当社は、音声利用 I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その音声利用 I P 通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 音声利用 I P 通信網契約の申込みをした者が音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第53条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第53条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第18条（当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除）、第32条（利用停止）、第53条（債権の譲渡等）、第60条（承諾の限界）、第73条（支払証明書等の発行）及び料金表通則において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 音声利用 I P 通信網契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠っているとき。
 - (3) 第61条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 第9条（音声利用 I P 通信網契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、音声利用 I P 通信網契約の申込みをした者の同意がないとき。
 - (5) 音声利用 I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(6) 特定F T T H事業者がその音声利用 I P 通信網契約の申込みを承諾しないとき。

(7) 当社の業務の遂行上支障があるとき。

(8) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約者識別番号)

第11条 音声利用 I P 通信網サービスの契約者識別番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 契約者は、I P 通信網サービスに係る事業者変更 (I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)による I P 通信網契約 (I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。)の締結と同時の場合に限り、音声利用 I P 通信網サービスに係る事業者変更 (電気通信番号を変更することなく、音声利用 I P 通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望することができます。この場合において、契約者は、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者 (当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。

3 契約者回線に係る移転等 (第44条 (基本使用料等の支払義務) に規定するものをいいます。)又は利用回線の指定の変更 (第13条 (利用回線の指定の変更) に規定するものをいいます。)を行う場合であって、契約者識別番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 当社は、第57条 (修理又は復旧) の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声利用 I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

5 前項の規定により、音声利用 I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第12条 契約者は、迷惑通信 (いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信 (現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社又は特定F T T H事業者が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(利用回線の指定の変更)

第13条 契約者は、当社が別に定めるところにより利用回線の指定の変更を請求することができます。

2 前項の規定より利用回線を変更するときは、1の利用回線（次のいずれかに該当するときに除きます。）を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) その利用回線に係る契約の名義が契約者のものと同一でないとき。

(2) その利用回線に係る収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が変更前のものと同一でないとき。

(3) その利用回線が既に他の音声利用 I P 通信網契約に係る利用回線の指定を受けているとき。

（契約者の氏名等の変更の届出）

第14条 契約者は、氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先又は電子メール等の送信先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第11条（契約者識別番号）、第18条（当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除）、第32条（利用停止）及び第34条（通信の態様）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先への郵送による通知又は電子メールの発送による通知を發したことをもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

（音声利用 I P 通信網契約に係る名義変更）

第15条 当社は、利用回線の名義変更の請求を行うときに限り、その音声利用 I P 通信網契約に係る名義変更の請求ができます。この場合において、名義変更により新たにその音声利用 I P 通信網契約の契約者となる者は、名義変更後の利用回線に係る契約者と同一とします。

2 前項に規定する名義変更には、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）による名義変更を含みます。

3 音声利用 I P 通信網契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にその音声利用 I P 通信網サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利及び義務を承継します。

（音声利用 I P 通信網サービスの利用の一時中断）

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、音声利用 I P 通信網サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を変更することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者が行う音声利用 I P 通信網契約の解除）

第17条 契約者は、音声利用 I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、契約者は、I P 通信網サービスに係る事業者変更の希望と同時の場合に限り、音声利用 I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望することができます。この場合において、契約者は、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、I P 通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要な番号（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）が無効となったときは、

前項に規定する申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。

(当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除)

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、その音声利用 I P 通信網契約を解除することがあります。

- (1) 利用回線について契約の解除があったとき。
 - (2) 利用回線が移転等により音声利用 I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。
 - (3) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、音声利用 I P 通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第53条（債権の譲渡等）の規定により、当社が音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第53条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (4) 音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (5) 第14条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (6) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の音声利用 I P 通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (7) 第61条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (8) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (9) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定 F T T H 事業者が定める端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (10) 前9号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、第32条（利用停止）第1項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声利用 I P 通信網契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、契約者が第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をしないでその音声利用 I P 通信網契約を解除することがあります。
 - 4 当社は、前項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できな

- いときは、その音声利用 I P 通信網契約を解除します。
- 5 当社は、前 4 項の規定により、その音声利用 I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
 - 6 当社は、前 5 項の規定によるほか、契約者の死亡等により、以後その音声利用 I P 通信網契約に係る音声利用 I P 通信網サービスが利用されないものと認められたときは、死亡等の事実を確認した日をもってその音声利用 I P 通信網契約を解除するものとします。

第4章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第19条 当社は、利用回線の終端を契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、契約者回線の終端となった場所に係る住所を設置場所住所として登録します。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第20条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が音声利用 I P 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(收容 I P 通信網サービス取扱所の変更)

第21条 契約者回線は、特定 F T T H 事業者の定めるところにより音声利用 I P 通信網サービス取扱所交換設備に收容されます。

- 2 特定 F T T H 事業者の事由により、收容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。
- 3 当社は、前項の規定によるほか、第57条（修理又は復旧）の規定により、收容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

(契約者回線に係る移転)

第22条 当社は、契約者から利用回線に係る移転の請求があったときは、音声利用 I P 通信網サービスの契約者回線に係る移転の請求があったものとみなして取扱います。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第23条 当社は、契約者から請求があったときは別表2（付加機能）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）に規定するドコモ光電話バリューの契約の申込みの際に、契約者から別表2（付加機能）に規定する付加機能のうち通信中着信機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、発信者電話番号通知要請機能、迷惑電話ストップサービス機能及び着信情報送信機能の請求があったものとみなして取扱います。
- 3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 4 当社は、前項の規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(付加機能の利用の一時中断)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 当社は、契約者から契約者回線の利用の一時中断の請求があったときは、付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取扱います。

第6章 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

第25条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限ります。以下同じとします。）を接続することができます。

2 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第26条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

第7章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第27条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

- (1) その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2) 特定F T T H事業者がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第28条 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第26条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第8章 端末設備の貸与

(端末設備の貸与)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）その他の当社が定めるところにより端末設備を貸与します。

ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

(端末設備の返還)

第30条 当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

- (1) その音声利用 I P 通信網契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (2) その他利用回線に係る契約又は音声利用 I P 通信網契約の内容の変更に伴い、その音声利用 I P 通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

第9章 利用中止等

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第37条（通信利用の制限等）の規定により、音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線に係る I P 通信網サービスの利用中止を行ったとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について別表 2（付加機能）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は特定 F T T H 事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、音声利用 I P 通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第53条（債権の譲渡等）の規定により、当社が音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第53条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第14条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の音声利用 I P 通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第25条（自営端末設備の接続）、第26条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第27条（自営電気通信設備の接続）、第28条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、第61条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当

社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定F T T H事業者が定める端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(8) 前7号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用 I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、契約者が当社と締結している音声利用 I P 通信網契約について、警察機関から当社に対して、特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いた、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。）に利用されたとして、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止する旨の要請があったときは、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が1年を超え、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間とします。）、その音声利用 I P 通信網契約に係る追加番号（別表2（付加機能）に規定するものをいい、警察機関から利用を停止する旨の要請があったものに限ります。）について、番号情報送出機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の利用を停止することがあります。この場合において、利用を停止する前の電気通信番号と利用停止を解除した場合の電気通信番号が異なります。

3 当社は、前2項の規定により音声利用 I P 通信網サービス又は番号情報送出機能の利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、第1項各号の規定により、当社が音声利用 I P 通信網サービスの利用の停止の手続き等を行っている期間中に、契約者が第1項各号に該当しなくなった場合であっても、利用の停止を行う場合があります。

第10章 通信

(通信種別)

第33条 通信には、次の種別があります。

種 別	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
ビデオ通信モード	通話モードによる通信と同時に、映像の伝送を行うためのもの
データ通信モード	通話モード及びビデオ通信モード以外のもの

2 通信の種別ごとにおける提供条件は、当社又は特定F T T H事業者が別に定めるところによります。

(通信の態様)

第34条 通信には、次の態様による区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	通話モードのみを利用することができるもの
タイプ2	通話モード、ビデオ通信モード及びデータ通信モードを利用することができるもの

2 当社は、技術上又は業務の遂行上、タイプ1からタイプ2へ細目の変更を行う場合があります。

3 当社は、前項の規定により種類を変更しようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(発信者番号通知)

第35条 契約者回線からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者識別番号非通知（契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、その契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3) その他当社が別に定める通信

2 第1項の規定により、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等の機能により、その通信が制限される場合があります。

3 当社は、前2項にかかわらず、契約者回線から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者識別番号、氏名又は名称及び契約者回線の終端の場所を、そ

の着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

- 4 当社は、前3項の規定により、契約者識別番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者識別番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(相互接続点との間の通信等)

第36条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定に基づき特定F T T H事業者が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

- 2 相互接続点との間の通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、特定F T T H事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信利用の制限等)

第37条 音声利用 I P 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、当社又は特定F T T H事業者の定めるところによります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 4 音声利用 I P 通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用 I P 通信網サービスの一部が利用できない場合があります。
- 5 前4項に規定するほか、契約者は、当社、特定F T T H事業者又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、その音声利用 I P 通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信の切断)

第38条 当社は、当社又は特定F T T H事業者の電気通信設備に著しい支障があるときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第39条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

- 2 音声利用 I P 通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によって

は、音声利用 I P 通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第40条 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

2 タイプ2(第34条(通信の態様)に規定するものをいいます。)に係る通信(一般通信(料金表第1表第4(通信料)に規定するものをいいます。)であって国内通信に限ります。以下この条において同じとします。)について、その経過時間内に通信種別(第33条(通信種別)に規定するものをいいます。)、1のチャンネルにおける同時通信数又は伝送速度(以下「通信種別等」といいます。)の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。

(1) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間

(2) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間

(3) (1)及び(2)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間

3 タイプ2に係る通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、前項に規定する区分ごとにそれぞれ料金表第1表第4(通信料)に規定する料金種別の通信料金を適用します。

ただし、前項に規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、第1項に規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。

4 前項の場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。

(通信地域間距離の測定)

第41条 当社は、通信地域間距離の測定方法は、特定 F T T H 事業者が別に定める測定方法に準ずるものとします。

(国際通信の取扱い地域)

第42条 国際通信の取扱い地域は、当社が別に定めるものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第43条 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。ただし、料金表第2表(工事費)に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第44条 契約者は、音声利用 I P 通信網契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)、料金表第1表第3(付加機能使用料)、第6(ユニバーサルサービス料)及び第7(電話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第2(端末設備使用料)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、当社は、利用回線の提供を開始していない場合は、I P 通信網サービス契約約款に規定する契約者回線の提供開始日を音声利用 I P 通信網サービスの提供開始日とみなして取り扱います。

2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)又は別表2(付加機能)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 第1項の期間において、利用停止等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、端末設備使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網

<p>用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>サービスについての料金</p>
<p>2 契約者回線に係る移転又は契約者回線に係る第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結すること若しくは第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結すること(以下「移転等」といいます。)に伴って、音声利用IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。 (契約者の都合により、音声利用IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金</p>
<p>3 第32条(利用停止)第2項の規定により別表2(付加機能)に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したとき。</p>	<p>利用停止した日から起算し、利用停止を解除した日の前日までの日数に対応するその追加番号に係る番号情報送出機能についての付加機能使用料</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料の支払義務)

第45条 契約者は、当社が音声利用IP通信網契約に基づいて音声利用IP通信網サービスに係る設備を設置したときから、当社が音声利用IP通信網サービスに係る設備を撤去するまでの間に契約者回線から行った次の通信(契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、第40条(通信時間の測定等)の規定により測定した通信時間又は通信回数と料金表第1表第4(通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 相互接続通信に係る料金の支払義務については、第1項の規定にかかわらず、次条に定めるところによります。

3 前2項に定めるほか、他事業者へ通信を行ったときは、当社又はその他事業者の定めにより当社又は他事業者がその通信に係る料金を請求します。

4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第4(通信料)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(相互接続通信に係る料金の支払義務)

第46条 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協

定事業者（特定F T T H事業者を含みます。以下、この条において同じとします。）の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 3 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 契約者は、当社が他社相互接続通信（別表3（他社相互接続通信に係る協定事業者））に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第47条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その音声利用 I P 通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りでありませぬ。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費等の支払義務）

第48条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありませぬ。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 相互接続通信に係る料金等の取扱い

（相互接続通信に係る料金等の取扱い）

第49条 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

- (1) 国内通信に係る相互接続通信は、特定F T T H事業者が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
- (2) 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・

コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

- 2 別表6（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別表6に定める料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別表6に定めるところによります。

ただし、当社、特定F T T H事業者又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、当社、特定F T T H事業者又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 前項の規定に関わらず、国際通信に係る相互接続通信の料金は、当社が別に定めるところによります。

(注) 第3項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ等で定めるところによります。

第4節 料金の計算等

(料金の計算等)

第50条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。

ただし、料金表第1表（料金）から第3表（その他のサービスに関する料金等）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第51条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第52条 契約者は、料金その他の債務（第53条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第53条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている音声利用I P通信網契約について、契約者がその音声利用I P通信網契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その音声利用I P通信網契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第6節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第53条 契約者（当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が音声利用I P通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし

す。

2 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限りません。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第32条（利用停止）の規定に基づきその音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限りません。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、NTTファイナンス株式会社とします。

第12章 保守

(当社の維持責任)

第54条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第55条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第56条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定F T T H事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第57条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、特定F T T H事業者が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定F T T H事業者がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定F T T H事業者の定めるところによります。

3 前2項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所又は契約者識別番号が変更されることがあります。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第58条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）、第2（端末設備使用料）、第3（付加機能使用料）、第6（ユニバーサルサービス料）及び第7（電話リレーサービス料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第4（通信料）に規定する料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により音声利用 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(注1) 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いについて別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注2) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

第59条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社はその責任を負いません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、音声利用 I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第60条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社又は特定F T T H事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第61条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 音声利用 I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 音声利用 I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び第29条（端末設備の貸与）の規定により当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、音声利用 I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 音声利用 I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び第29条（端末設備の貸与）の規定により当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(6) 当社又は特定F T T H事業者の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(7) 音声利用通信網の一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(8) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。

(9) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。

(10) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。

(11) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。

(12) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(13) 当社又は特定F T T H事業者の電気通信設備に著しく負荷を与える等に

より、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。

(14) 音声利用 I P 通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第29条（端末設備の貸与）の規定により当社が貸与した端末設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要の費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

3 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

第62条 音声利用 I P 通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、特定 F T T H 事業者が別に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と特定 F T T H 事業者が別に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(契約者の氏名の通知等)

- 第63条** 契約者は、特定F T T H事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等を、その協定事業者へに通知する場合がありますことにあらかじめ同意するものとします。
- 2 契約者は、特定F F T H事業者又は協定事業者（その契約者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等を、特定F T T H事業者又はその協定事業者へに通知する場合がありますことにあらかじめ同意するものとします。
- 3 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者識別番号等相互接続のために必要な情報を、特定F T T H事業者又はその相互接続通信に係る協定事業者へに通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、通信の相手先電話番号に係る情報、その通信の着信に係る契約者識別番号その他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることにあらかじめ同意するものとします。
- 5 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用I P通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合がありますことにあらかじめ同意するものとします。
- 6 契約者は、当社が第53条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用I P通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へに通知する場合がありますことにあらかじめ同意するものとします。
- 7 契約者は、当社が第32条（利用停止）第2項の規定により、別表2（付加機能）に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、当社がその契約者の氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先及び電話番号等を、特定F T T H事業者を介して警察機関へに通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

(I P電話事業者への情報の通知)

- 第63条の2** 契約者は、音声利用I P通信網サービスに係る事業者変更に関する当社以外のI P電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報（その音声利用I P通信網サービスに係る事業者変更に関する手続きのために必要なものに限ります。）を当社へに通知することあらかじめ同意するものとします。

(協定事業者等からの通知)

- 第64条** 契約者は、当社が、特定F T T H事業者又は協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(番号情報の提供)

- 第65条** 契約者は、当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第74条（電話帳掲載）及び第75条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号

案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、当社が特定F T T H事業者を提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

- 2 契約者は、前項の規定により当社が特定F T T H事業者を提供した番号情報を、特定F T T H事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、特定F T T H事業者と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(プライバシーポリシー)

第66条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「N T T ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(契約者認証)

第67条 当社は、当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更その他の請求等があった場合は、その請求等は契約者が行ったものとして取り扱います。

(約款の揭示)

第68条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページ又は当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所において揭示することとします。

(合意管轄)

第69条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(音声利用 I P 通信網サービスの廃止)

第69条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、音声利用 I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

- 2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。

- 3 当社は、第1項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(準拠法)

第70条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(その他)

第71条 音声利用 I P 通信網契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のおりとしてします。

第15章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

第72条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る音声利用 I P 通信網サービスの通信料金明細内訳書を発行します。

2 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社のインターネットホームページに定めるところにより、料金表第3表に規定する手数料及び郵送料の支払いを要します。

ただし、契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りではありません。

3 前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

4 通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。

(支払証明書等の発行)

第73条 当社は、契約者（第53条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した音声利用 I P 通信網サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その音声利用 I P 通信網サービス及びその他のサービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、音声利用通信網契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、その音声利用 I P 通信網サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1) 音声利用 I P 通信網契約の申込みの承諾年月日（名義変更により契約者となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）

(2) 契約者の氏名又は住所等

(3) 契約者識別番号

3 当社は、契約者より支払証明書又は契約事項証明書（以下この項において「証明書」といいます。）の発行の請求があったときは、利用回線に係る証明書の発行の請求があったものとみなし、その利用回線に係る証明書と合わせて、音声利用 I P 通信網サービスに係る証明書を発行します。

(注) 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

(電話帳掲載)

第74条 当社は、料金表第4表に定めるところにより、電話帳への掲載を行います。

(番号案内)

第75条 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号等（当社又は特定 F T T H 事業者が付与した契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等を行います。以下同じとします。）の案内（以下「番号案内」といいます。）を利用することができます。

(番号案内料の支払義務等)

第76条 番号案内の利用に係る料金は、番号案内を利用した契約者回線（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。）の契約者が、次表に定めるところにより、料金表第5表（番号案内料）に規定する番号案内料の支払いを要します。

- 2 番号案内料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料については通信料とみなして取り扱います。

料金表

(料金表目次)

通則	37
第1表 料金	39
第1 基本使用料	39
1 適用	39
2 料金額	39
第2 端末設備使用料	40
1 第1種契約に係るもの	40
2 第2種契約に係るもの	40
第3 付加機能使用料	41
1 適用	41
2 料金額	41
第4 通信料	42
1 適用	42
2 料金額	46
第5 手続きに関する料金	50
1 適用	50
2 料金額	50
第6 ユニバーサルサービス料	51
1 適用	51
2 料金額	51
第7 電話リレーサービス料	52
1 適用	52
2 料金額	52
第2表 工事費	53
1 適用	53
2 料金額	56
第3表 その他のサービスに関する料金等	58
第1 料金明細内訳書の発行手数料	58
第4表 重複掲載料	59
第5表 番号案内料	60
1 適用	60
2 料金額	60

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。
(注) この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信を開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第44条（基本使用料等の支払義務）第3項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第6項の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第44条第3項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、第1項の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 8 前項の規定にかかわらず、当社は、通信料の割引適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 9 当社は、利用回線又は利用回線に係る特定X i等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下、同じとします。）が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（当社又は請求事業者が行う料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。）を受けている

ときは、音声利用 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを行います。

- 10 当社は、前項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。
- 11 当社は、第 9 項に規定する利用回線又は利用回線に係る特定 X i 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、音声利用 I P 通信網サービスについてもこの取扱いを廃止します。
- 12 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当該契約約款の規定に準ずるものとします。

(料金等の支払い)

- 13 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務（第53条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 14 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。
ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

- 15 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 16 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 17 第44条（基本使用料等の支払義務）の規定から第48条（工事費の支払義務）までの規定、第76条（番号案内料の支払義務等）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
(注 1) 第14項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
(注 2) 当社は、第18項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用 I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金
第1 基本使用料
1 適用

基本使用料の適用						
音声利用 I P 通信網サービスの基本使用料の適用	<p>ア 音声利用 I P 通信網サービスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">音声利用 I P 通信網</td> <td>ドコモ光電話</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光電話バリュー</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	音声利用 I P 通信網	ドコモ光電話	ドコモ光電話バリュー
	区 分	基本使用料の料金種別				
音声利用 I P 通信網	ドコモ光電話					
	ドコモ光電話バリュー					
	<p>イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ 当社は、ドコモ光電話を選択している契約者から、別表2（付加機能）に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、発信者電話番号通知要請機能、迷惑電話ストップサービス機能及び着信情報送信機能の全てが利用の状態となる付加機能の請求があったときは、ドコモ光電話バリューへの基本使用料の料金種別の変更の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ 当社は、ドコモ光電話バリューを選択している契約者から、別表2（付加機能）に規定する付加機能について、次のいずれかに該当する請求があったときは、ドコモ光電話への基本使用料の料金種別の変更の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(1) 発信者番号表示機能の廃止又は利用の一時中断の請求があったとき。</p> <p>(2) 発信電話番号通知要請機能の廃止又は利用の一時中断の請求があったとき。</p> <p>(3) 迷惑電話ストップサービス機能の廃止又は利用の一時中断の請求があったとき。</p> <p>(4) 着信情報送信機能の廃止又は利用の一時中断の請求があったとき。</p>					

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
音声利用 I P 通信網	ドコモ光電話	500円（ 550円）
	ドコモ光電話バリュー	1,500円（1,650円）

第2 端末設備使用料

1 第1種契約に係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ドコモ光電話対応ルーター	1 契約ごとに	—
ドコモ光電話対応無線LANルーター／東	1 契約ごとに	300円（330円）
追加無線LANカード／東	1 枚ごとに	300円（330円）
備考 1 当社は、追加無線LANカード／東については、ドコモ光電話対応無線LANルーター／東の貸与を受けている契約者に限り、4枚まで貸与します。 2 前項の規定により、追加無線LANカード／東の貸与を受けている契約者が、ドコモ光電話対応無線LANルーター／東を返還するときは、追加無線LANカード／東を合わせて返還していただきます。		

2 第2種契約に係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ドコモ光電話対応ルーター	1 契約ごとに	—
ドコモ光電話対応無線LANルーター／西	1 契約ごとに	100円（110円）
追加無線LANカード／西	1 枚ごとに	100円（110円）
備考 1 当社は、追加無線LANカード／西については、ドコモ光電話対応無線LANルーター／西の貸与を受けている契約者に限り、4枚まで貸与します。 2 前項の規定により、追加無線LANカード／西の貸与を受けている契約者が、ドコモ光電話対応無線LANルーター／西を返還するときは、追加無線LANカード／西を合わせて返還していただきます。		

第3 付加機能使用料

1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
付加機能使用料の適用除外	<p>ア 基本使用料の料金種別がドコモ光電話バリューを選択している契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、通信中着信機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、発信者電話番号通知要請機能、迷惑電話ストップサービス機能及び着信情報送信機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、別表2（付加機能）に規定する番号情報送出機能により追加した番号に係る着信転送機能、迷惑電話ストップサービス機能、着信情報送信機能については、1追加番号ごと又は1登録応答装置ごとに2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要します。</p>

2 料金額

区 分	単 位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
番号情報送出機能	1追加番号ごとに	100円（110円）	
通信中着信機能	1契約者回線ごとに	300円（330円）	
着信転送機能	1契約者識別番号又は1追加番号ごとに	500円（550円）	
発信者番号表示機能	基本機能	基本額（1契約者回線ごとに）	400円（440円）
	追加機能	発信電話番号通知要請機能	加算額（1契約者回線ごとに）
迷惑電話ストップサービス機能	1登録応答装置ごとに	200円（220円）	
着信情報送信機能	1契約者識別番号又は1追加番号ごとに	100円（110円）	
同時通信機能	追加する1のチャンネルごとに	200円（220円）	

第4 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用													
(1) 通信の条件	<p>ア 契約者回線相互間のデータ通信モード及びビデオ通信モードによる通信は、当社が別に定める場合に限り、利用することができます。</p> <p>イ タイプ2を選択している契約者に限り、ビデオ通信モード及びデータ通信モードによる通信を行うことができます。</p> <p>ウ ビデオ通信モード及びデータ通信モードによる通信は、タイプ2を選択している契約者回線との間又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</p> <p>エ 発信者（タイプ2を選択している場合に限り）は、通信を行う場合において、通信種別等を指定するものとします。</p> <p>オ タイプ2に係る通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。</p>												
(2) 国内通信の種類	<p>国内通信には次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 一般通信</td> <td>(イ)～(オ)以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(イ) 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備（当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る通信</td> </tr> <tr> <td>(ウ) PHS通信</td> <td>PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る通信</td> </tr> <tr> <td>(エ) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(オ) IP電話通信</td> <td>IP電話設備（当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(ア) 一般通信	(イ)～(オ)以外のもの	(イ) 移動体通信	携帯・自動車電話設備（当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る通信	(ウ) PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る通信	(エ) 削除		(オ) IP電話通信	IP電話設備（当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る通信
種 類	内 容												
(ア) 一般通信	(イ)～(オ)以外のもの												
(イ) 移動体通信	携帯・自動車電話設備（当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る通信												
(ウ) PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る通信												
(エ) 削除													
(オ) IP電話通信	IP電話設備（当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る通信												

<p>(3) 区域内通信及び区域外通信の適用</p>	<p>ア 当社は、PHS通信の通信料を適用するため、PHS通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" data-bbox="552 365 1297 920"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 365 743 432">区 分</th> <th data-bbox="743 365 1297 432">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 432 743 819">(ア) 区域内通信</td> <td data-bbox="743 432 1297 819">PHS設備（契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域（特定F T T H事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。）に接続された移動無線装置とします。）との間の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 819 743 920">(イ) 同一地区外通信</td> <td data-bbox="743 819 1297 920">(ア)以外のPHS設備との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用する通信	(ア) 区域内通信	PHS設備（契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域（特定F T T H事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。）に接続された移動無線装置とします。）との間の通信	(イ) 同一地区外通信	(ア)以外のPHS設備との間の通信
区 分	適用する通信						
(ア) 区域内通信	PHS設備（契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域（特定F T T H事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。）に接続された移動無線装置とします。）との間の通信						
(イ) 同一地区外通信	(ア)以外のPHS設備との間の通信						
<p>(4) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用</p>	<p>無線呼出し事業者等に係る相互接続通信（(2)の(エ)に規定する無線呼出し通信に係るものを除きます。）の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を特定F T T H事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</p>						
<p>(5) 通信料の計算</p>	<p>ア 音声利用I P通信網サービスに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月額累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額とイに規定する繰越額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="552 1608 1297 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 1608 927 1675">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="927 1608 1297 1675">控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 1675 927 1742">ドコモ光電話</td> <td data-bbox="927 1675 1297 1742">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 1742 927 1816">ドコモ光電話バリュー</td> <td data-bbox="927 1742 1297 1816">480円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月の音声利用I P通信網サービス</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	ドコモ光電話	—	ドコモ光電話バリュー	480円
基本使用料の料金種別	控除可能額						
ドコモ光電話	—						
ドコモ光電話バリュー	480円						

	<p>スに係る月間累計額から控除します。</p> <p>ウ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中、「480円」を「480円を日割した額」に読み替えて適用します。</p> <p>（注）アに規定する当社が別に定める通信は、次に該当するものとし、</p> <p>(1) 相互接続通信（特定F T T H事業者が別に定めるものを除きます。）</p> <p>(2) 当社が別に定める付加機能等（協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信</p> <p>(3) 通信種別がデータ通信モードのみを利用して行う通信</p>
<p>(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料については、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(7) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い</p>	<p>国際通信に係る着信先の地域については、契約者回線から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。</p>
<p>(8) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の</p>	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p>

通信の取扱い	
(9) 国内通信に関する料金の減免	<p>次の通信については、第44条（通信料の支払義務）及び第46条（相互接続通信に係る料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等（110番、118番又は119番）への通信</p> <p>イ 当社、特定F T T H事業者又は協定事業者が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信</p>

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア イからエ以外のもの

料金種別	単 位	料金額	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
通信料	(ア) その通信に係る通信種別が通話モードのみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円（8.8円）
	(イ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1円（1.1円）
	(ウ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの	30秒までごとに	1.5円（1.65円）
	(エ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの	30秒までごとに	2円（2.2円）
	(オ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円（16.5円）
	(カ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円（110円）
	(キ) (ア)～(カ)以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに	15円（16.5円）

	(ク) (ア)～(カ)以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに	100円 (110円)
--	---	---------	-------------

イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

料 金 種 別		単 位	料金額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
通信料	移動体通信	1分までごとに	16円 (17.6円)
	IP電話通信	グループB	3分までごとに 10.5円 (11.55円)
		グループC	3分までごとに 10.8円 (11.88円)

ウ PHS通信に係るもの

料 金 種 別			料金額
			次の秒数までごとに 10円(税込額11円)
通信料	区域内通信		60秒
	区域外通信	160kmまで	45秒
		160kmを超えるもの	36秒

エ 削 除

2-2 第2種契約に係るもの
 アイからエ以外のもの

料金種別	単 位	料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
通信料	(ア) その通信に係る通信種別が通話モードのみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに 8円（8.8円）
	(イ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの	30秒までごとに 1円（1.1円）
	(ウ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの	30秒までごとに 1.5円（1.65円）
	(エ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの	30秒までごとに 2円（2.2円）
	(オ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに 15円（16.5円）
	(カ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに 100円（110円）
	(キ) (ア)～(カ)以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの	3分までごとに 15円（16.5円）
	(ク) (ア)～(カ)以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分までごとに 100円（110円）

イ 移動体通信及び I P 電話通信に係るもの

料 金 種 別		単 位	料金額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
通信料	移動体通信	1分までごとに	16円（17.6円）
	I P 電話通信	グループ B	10.5円（11.55円）
		グループ C	10.8円（11.88円）

ウ P H S 通信に係るもの

料 金 種 別			料金額
			次の秒数までごとに 10円(税込額11円)
通信料	区域内通信		60秒
	区域外通信	160kmまで	45秒
		160kmを超えるもの	36秒

エ 削 除

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用							
(1) 手続きに関する料金の種別	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約事務手数料</td> <td>音声利用 I P 通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>イ その他の手数料</td> <td>当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア 契約事務手数料	音声利用 I P 通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
料金種別	内 容						
ア 契約事務手数料	音声利用 I P 通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
イ その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) 契約事務手数料の適用除外	I P 通信網契約の締結と同時に新たに音声利用 I P 通信網契約を締結する場合、第 1 種契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに第 2 種契約を締結する場合及び第 2 種契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに第 1 種契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1) 欄及び 2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。						
(3) 手続きに関する料金の減免	当社は、(1) 欄及び 2 (料金額) の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。						

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
(2) その他の手数料		別に算定する実費

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	契約者回線に係る移転又は契約者回線に係る第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結すること若しくは第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して音声利用IP通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) 番号情報送出機能	番号情報送出機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて2（料金額）に規定する加算額を適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	2 円（2.2円）
	加算額	1 追加番号ごとに	2 円（2.2円）

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用	
(1) 電話リレーサービス料の適用	契約者回線に係る移転又は契約者回線に係る第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結すること若しくは第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して音声利用IP通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) 番号情報送出機能	番号情報送出機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて2（料金額）に規定する加算額を適用します。

2 料金額

料金種別	単位	料金額（月額）	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
電話リレーサービス料	基本額	1契約ごとに	1円（1.1円）
	加算額	1追加番号ごとに	1円（1.1円）

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

第2表 工事費
1 適用

工 事 費 の 適 用							
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、機器工事費を合計して算定します。						
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事（IP通信網契約に係る工事を含みます。）を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。						
(3) 交換機等工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用						
ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。						
イ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。						
(4) 請求による契約者識別番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者識別番号を変更した場合の工事費の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円（税込額 2,750円）とします。						
(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティ（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（料金額）に規定する額に2,000円（税込額 2,200円）を加算して適用します。						
(6) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。						
(7) 割増工事費の適用	<p>ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3を乗じた額に税抜額1,000円（税込額 1,100円）を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	施工する時間帯	割増工事費の額	(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3を乗じた額に税抜額1,000円（税込額 1,100円）を加算した額		
施工する時間帯	割増工事費の額						
(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、午前8時30分から	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3を乗じた額に税抜額1,000円（税込額 1,100円）を加算した額						

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">午後10時までとします。)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000円を差し引いて1.6を乗じた額に税抜額 1,000円(税込額 1,100円)を加算した額</td> </tr> </table> <p>イ アに規定する場合の工事費は、移転等にかかわらず、新たな契約者回線の設置に関する工事とみなして算定します。</p>	午後10時までとします。)		(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000円を差し引いて1.6を乗じた額に税抜額 1,000円(税込額 1,100円)を加算した額
午後10時までとします。)					
(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000円を差し引いて1.6を乗じた額に税抜額 1,000円(税込額 1,100円)を加算した額				
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、契約者が指定する回数に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。</p> <p>この場合において、当社は、契約者から I P 通信網契約（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその音声 I P 通信網サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>エ ウの規定によるほか、分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その音声利用 I P 通信網契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。</p> <p>(イ) 分割支払いに係る契約者回線について、その音声利用 I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望するとき。</p> <p>(ウ) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は</p>				

	<p>一般の支払いを停止したとき。</p> <p>② 差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てがあったとき。</p> <p>オ 分割支払いの適用を受けている契約者（その音声利用 I P 通信網契約に係る利用回線について当社が別に定める I P 通信網契約を締結している者に限ります。）がエの（ア）又は（イ）に該当したときは、エ中「分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額」を「24から契約月数（当社が利用回線の提供開始日とみなす日の属する暦月の翌暦月から起算して音声利用 I P 通信網契約の解除があった日の属する暦月までの暦月数をいいます。）を控除した数を24で除して得た率に分割対象費用を乗じて得た額」に読み替えて適用します。</p>
(9) 工事費の適用除外	<p>次のいずれかに該当するときは、その音声利用 I P 通信網サービスについて、2（料金額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア タイプ1からタイプ2への通信の態様の変更の工事</p> <p>イ ドコモ光電話バリューからドコモ光電話への料金種別の変更の工事</p> <p>ウ 間違い電話による電話番号の変更の工事（名義変更等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。）</p> <p>エ ドコモ光電話バリューに係る通話中着信機能及び着信転送機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事</p> <p>オ 第23条（付加機能の提供）第2項の規定による付加機能の利用開始に係る工事</p>
(10) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	工事費の額	
			次の税抜額(かっこ内は税込額)	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	4,500円 (4,950円) 3,500円 (3,850円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)	
イ 交換 機工事 費	(ア) (イ)から(エ)以外の工事 の場合	1契約者回線ご とに	1,000円 (1,100円)	
	(イ) 料金種別変更	1契約者回線ご とに	1,000円 (1,100円)	
	(ウ) 契約者識別番号の非通知 の扱いの変更((ア)と同時に 施工する場合を除きます。)	1番号ごとに	700円 (770円)	
	(エ) 付加 機能工事 費	通信中着信機能	1契約者回線ご とに	1,000円 (1,100円)
		着信転送機能	1番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		発信者番号表示機 能	1契約者回線ご とに	1,000円 (1,100円)
		発信者番号通知要 請機能	1契約者回線ご とに	1,000円 (1,100円)
		迷惑電話ストップ サービス機能	1契約者回線ご とに又は1番号 ごとに	1,000円 (1,100円)
		着信情報送信機能	1番号ごとに	1,000円 (1,100円)
同時通信機能		1チャンネルご とに	1,000円 (1,100円)	
	番号情報送付機能	1番号ごとに	700円 (770円)	
ウ 機器 工事費	別に算定する実費			

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
			次の税抜額(かっこ内は税込額)		
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)	
	イ 交換機工事費	(ア) (イ)から(エ)以外の場合		1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
		(イ) 番号情報送出機能の利用の一時中断の工事	① ②以外のとき	1契約者識別番号又は1追加番号ごとに	700円 (770円)
			② 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする1追加番号	700円 (770円)
		(ウ) 迷惑電話ストップサービス機能の利用の一時中断のとき		1登録応答装置ごとに	1,000円 (1,100円)
(エ) 着信情報送信機能の利用の一時中断のとき		1契約者識別番号又は1追加番号ごとに	700円 (770円)		
(2) 再利用の工事			2-1の工事費の額と同じ		

第3表 その他のサービスに関する料金等

第1 料金明細内訳書の発行手数料

1 契約について1 通ごとに

区 分	手 数 料 の 額
料金明細内訳書の発行手数料	税抜額 100円（税込額 110円）

(注) 料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第4表 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに

区 分	手 数 料 の 額
電話帳の重複掲載料	税抜額 500円 (税込額 550円)

第5表 番号案内料

1 適用

番 号 案 内 料 の 適 用	
(1) 視覚障害者等 が利用する場合 の番号案内料の 適用除外	電話番号案内を利用する者（特定F T T H事業者が別に定める者に限ります。）が、特定F T T H事業者が別に定めるところにより番号案内を利用するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、番号案内料の支払いを要しません。
(2) 番号案内料等 免除者の取扱い 等	(1)の規定によるほか、番号案内料免除者の取扱い、番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	250円（275円）

別表 1 営業区域

音声利用 I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

1 第 1 種契約に係るもの

都道府県の区域
北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県

2 第 2 種契約に係るもの

都道府県の区域
長野県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表2 付加機能

種 類	提供条件
<p>1 通信中着信機能 通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に应答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。 (2) この機能に係る通信については、通信中に高音質通話（タイプ2を選択する契約者に限り利用することができるものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下、同じとします。）又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。</p>
<p>2 着信転送機能（転送でんわ） その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）その着信する通信又は着信する通信のうち契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限り、）から着信する通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号（当社が別に定めるものに限り、）に転送することができる機能</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。 (2) 当社は、利用の一時中断の契約者識別番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 (3) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下、「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線等とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信が出来る状態にしたものとして測定します。 (4) この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払いを要します。 (5) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 (6) この機能を利用する場合、転送元の契約者識別番号又は追加番号が転送先に通知されることがあります。 (7) この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (8) タイプ2を選択している契約者が、この機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。 (9) 当社は、第32条（利用停止）第2項の規定により、7欄に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、その利用停止をする日において、その追加番号</p>

	に提供しているこの機能を廃止します。
<p>3 発信者番号表示機能</p> <p>(1) この機能を利用している契約者回線へ通知される発信電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を受信することができる機能（基本機能）をいいます。</p> <p>(2) この機能を利用している契約者は、発信電話番号通知要請機能（この機能を利用している契約者回線へ発信電話番号等が通知されない通信に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能（追加機能）をいいます。）を利用することができます。</p> <p>ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等を通知しない通信に限ります。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>
<p>4 迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）</p> <p>迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置（その契約者が指定した契約者識別番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用 I P 通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) この機能には、次の区分があります。</p> <p>① 個別着信応答（1の契約者識別番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>② 共同着信応答（複数の契約者識別番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>(3) 契約者は、1の契約者識別番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用させていただきます。</p> <p>(4) 1の登録可能番号装置に登録できる契約者識別番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30以内とします。</p> <p>(5) 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者識別番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>(6) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(7) 当社は、当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することが</p>

	<p>あります。</p> <p>(8) 当社は、この機能を利用している音声利用 I P 通信網契約について、名義変更があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。</p> <p>(9) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(10) 当社は、第32条（利用停止）第2項の規定により、7欄に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、その利用停止をする日において、その追加番号に提供しているこの機能を廃止します。</p>
<p>5 着信情報送信機能（着信お知らせメール） その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能をいいます。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、この機能を利用する契約者識別番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(3) (2)の場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者識別番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>(4) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）、着信があった契約者識別番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>(5) 契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>(6) 当社は、第58条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(7) 当社は、第32条（利用停止）第2項の規定により、7欄に規定する追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、その利用停止をする日において、その追加番号に提供しているこの機能を廃止します。</p>
<p>6 同時通信機能（ダブルチャネル） 1の契約者回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 1の契約者回線で同時に通信できるチャネ</p>

<p>能をいいます。</p>	<p>ルの数は、2以内とします。 (3) 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>
<p>7 番号情報送出機能（追加番号） その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号（契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。 (2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 (3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4以内とします。 (4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。 (5) 当社は、第32条（利用停止）第2項の規定により、当社が契約者へ付与した追加番号について番号情報送出機能の利用を停止したときは、その利用を停止した追加番号に係る音声利用 I P 通信網契約に関する契約者回線について、(3)の規定にかかわらず、追加番号の付与に係る請求を承諾しないことがあります。</p>

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 固定電気通信事業者	2、3以外の電気通信事業者
2 PHS事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 削 除	
5 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する当社又は協定事業者（別表5（IP電話事業者に係る区分）に規定するものに限り。）

別表4 携帯電話事業者に係る区分

接続する事業者名
当社が別に定める事業者

別表5 IP電話事業者に係る区分

区 分	接続する事業者名
グループB	当社が別に定める事業者
グループC	当社が別に定める事業者

別表6 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2) (3)以外のもの

	接続形態	料金の取扱い等
1	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	料金設定事業者 : 携帯自動車電話事業者 料金を請求する事業者 : 携帯自動車電話事業者 料金の支払いを要する者 : 携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	料金設定事業者 : 当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 : 固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 : その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : PHS事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い

		: この約款に定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備 : PHS 事業者に係る 電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	料金設定事業者 : PHS 事業者 料金を請求する事業者 : PHS 事業者 料金の支払いを要する者 : その PHS 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その PHS 事業者の契約約款に定めるところによります。

- (2) 本邦外との間に係る相互接続通信（当社が提供する国際通信に係るものを除きます。）
 その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。
- (3) 携帯電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは次のとおりとします。
- ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 2 1 以外のもの
- (1) 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。
- (2) 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。
- (3) 他社相互接続通信に係る料金又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。
- ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は平成28年4月20日から実施します。

第2条 この約款の実施の日から平成28年4月30日までの間における、音声利用 I P 通信網サービスの通信料については、料金表第1表第4（通信料）の1（適用）の(7)に規定する繰越額及び引継繰越額は、非対応とします。

(音声利用 I P 通信網サービスの通信料に係る特例)

第3条 この約款の実施の日から平成28年4月30日までの間における、音声利用 I P 通信網サービスの通信料については、料金表第1表第4（通信料）の1（適用）の(7)のアに規定するドコモ光電話バリューにおける控除可能額を「480円」から「960円」に読み替えて適用します。

附 則（平成28年6月2日経企第287号）

この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。

附 則（平成28年6月22日経企第429号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年9月6日経企第833号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年9月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年11月9日経企第1162号）

(実施期日)

この改正規定は、平成28年11月16日から実施します。

附 則（平成28年12月21日経企第1425号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年2月15日経企第1676号）

この改正規定は、平成29年2月22日から実施します。

附 則（平成29年3月24日経企第1896号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年4月19日経企第101号）

この改正規定は、平成29年4月26日から実施します。

附 則（平成29年6月26日経企第469号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年10月17日経企第1514号）

この改正規定は、平成29年10月25日から実施します。

附 則（平成29年12月19日経企第2149号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年4月18日経企第170号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月25日から実施します。
ただし、この改正規定中、番号案内料に係る部分については、平成30年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（一部手続きの受付停止）

- 3 この附則実施の日から平成30年4月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は契約者からの名義変更等（当社インターネットホームページに定めるものをいいます。）の請求を承諾することができません。

附 則（平成30年7月13日経企第1050号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年7月13日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（料金明細内訳書の発行等に関する経過措置）
- 3 X i サービス契約約款に規定する特例 X i 等契約者又は F O M A サービス契約約款に規定する特例 F O M A 等契約者が、この附則実施の日から平成30年12月31日までの間に、音声利用 I P 通信網サービス契約を締結したときは、その音声利用 I P 通信網サービス契約について、第72条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。

附 則（平成30年9月12日経企第1500号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年9月12日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（料金明細内訳書の発行等に関する経過措置）
- 3 X i サービス契約約款附則（平成30年9月12日経企第1500号）に規定する特例 X i 等契約者又は F O M A サービス契約約款附則（平成30年9月12日経企第1500号）に規定する特例 F O M A 等契約者が、この附則実施の日から平成31年2月28日までの間に音声利用 I P 通信網サービス契約を締結したときは、その音声利用 I P 通信網サービス契約について、第72条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。

(その他)

- 4 経企第1050号(平成30年7月13日)の附則第3項中、「X i サービス契約約款に規定する特例X i 等契約者又はF O M A サービス契約約款に規定する特例F O M A 等契約者」を「X i サービス契約約款附則(平成30年7月13日経企第1050号)に規定する特例X i 等契約者又はF O M A サービス契約約款附則(平成30年7月13日経企第1050号)に規定する特例F O M A 等契約者」に改めます。

附 則(令和元年5月21日経企第406号)

(実施期日)

この改正規定は令和元年6月1日から実施します。

附 則(令和元年6月21日経企第811号)

この改正規定は令和元年7月1日から実施します。

附 則(令和元年9月24日経企第1605号)

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則(令和元年10月18日経企第1812号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和元年10月17日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(料金明細内訳書の発行等に関する経過措置)
- 3 X i サービス契約約款附則(令和元年10月18日経企第1812号)に規定する特例X i 契約者又はF O M A サービス契約約款附則(令和元年10月18日経企第1812号)に規定する特例F O M A 等契約者が、この附則実施の日から令和2年4月30日までの間に、音声利用 I P 通信網サービス契約を締結したときは、その音声利用 I P 通信網サービス契約について、第72条(料金明細内訳書の発行等)に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。

附 則(令和元年11月14日経企第2066号)

この改正規定は令和元年11月20日から実施します。

附 則(令和元年11月15日経企第2077号)

この改正規定は令和元年12月11日から実施します。

附 則(令和元年12月18日経企第2373号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和2年3月16日経企第3158号)

この改正規定は令和2年3月23日から実施します。

附 則(令和2年3月23日経企第3209号)

この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

附 則(令和2年3月26日経企第3254号)

この改正規定は令和2年4月1日から実施します。

附 則(令和2年7月10日経企第931号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年7月10日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金明細内訳書の発行等に関する経過措置)

- 3 X i サービス契約約款附則（令和 2 年 7 月 10 日経企第 931 号）に規定する特例 X i 契約者又は 5 G サービス契約約款附則（令和 2 年 7 月 10 日経企第 931 号）に規定する特例 5 G 契約者が、この附則実施の日から令和 3 年 2 月 14 日までの間に、音声利用 I P 通信網サービス契約を締結したときは、その音声利用 I P 通信網サービス契約について、第 72 条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。

附 則（令和 2 年 12 月 15 日経企第 2224 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 4 月 22 日経企第 197 号）

この改正規定は、令和 3 年 5 月 10 日から実施します。

附 則（令和 3 年 6 月 24 日経企第 799 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日経企第 1594 号）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日経企第 2461 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日経企第 3309 号）

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日経企第 769 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、端末設備の貸与に関する部分については、令和 4 年 6 月 30 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。